

○厚生労働省  
環境省  
経済産業省告示第二号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第二条第五項の規定に基づき、次に掲げる化学物質を優先評価化学物質として指定したので、同条第八項の規定に基づき、その名称を公示する。

平成二十五年三月二十二日

厚生労働大臣 田村 憲久

経済産業大臣 茂木 敏充

環境大臣 石原 伸晃

通し番号	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第5項の規定に基づき、優先評価化学物質として指定した化学物質の名称	官報整理番号
140	アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム（アルキルは炭素数が10から14までの直鎖アルカンの基に限る。）	(3) - 1884 (3) - 1906 (3) - 1949
141	4 - ブロモ - 2 - (4 - クロロフェニル) - 5 - (トリフルオロメチル) - 1 H - ピロール - 3 - カルボニトリル	(5) - 6964